

会津大学修学支援宿泊施設創明寮

ハンドブック

はじめに

創明寮は単なる住居ではなく、本学建学の理念に基づき、学生が共に学び、社会性や国際性を身につけながら、人間的に成長するための教育の場とされています。そのため、創明寮には様々なルールが定められており、入居者はこれらのルールを遵守することが求められています。

このハンドブックには、創明寮の基本的なルール・注意事項や、入居・退居に関する手続きについて書かれています。内容をよく確認し、よりよい共同生活のために自分がどのように行動し何をすべきか、指針としてください。

創明寮が創立されて以降、入居者がより快適に共同生活を過ごすことができるよう、様々なルールがつくられてきており、現在の創明寮のルールは、これまでに居住した先輩学生の努力の成果ともいえるものです。入居される皆さん一人ひとりが、これらのルールを守りながら、各自責任ある行動をとるとともに、入居者同士がお互いに協力・尊重し、相互理解を深めながら、建学の理念を実現するために高い志をもって共同生活に臨むことが求められます。

創明寮の設立目的

会津大学は、「地域から世界へ」と「to Advance Knowledge for Humanity(人類の平和と繁栄のために発明・発見を行うこと)」を建学の理念とし、次のような目標を掲げ、開学以来全国でも類を見ないほど、研究業績の優れた多数の外国人教員をそろえ、国際社会をリードする研究開発・教育を行ってきました。

1. 豊かな創造性と高い倫理観を備え、国際社会に通用する研究者・技術者、技術革新の指導者及び起業家精神を持つ人材を育成する。
2. 国際社会をリードするコンピュータ理工学の研究開発を推進し、社会及び学術に貢献する。
3. 教育、研究等様々な分野において、実用性・実効性を希求するとともに、地域特性を生かし、福島県の産業・文化の振興に貢献する。

会津大学が求めるのは、コンピュータ理工学の分野で、会津の地から常に世界を見据え、「to Advance Knowledge for Humanity」実現のために挑戦を続ける人です。

創明寮は、建学の理念を具体化し、研究開発・教育の国際化を推進するための教育施設のひとつとして建設されました。

創明寮は、日本及び世界各地から集まった学生が、多様な文化的背景や生活習慣を持つ入居者との共同生活を通じて国際的な視野や社会性・協調性を身につけ、国際社会に通用する人材として成長することを目的としています。

また、創明寮は、入居者に対する修学支援の役割も担い、学習や学生生活全般を支援するための環境を提供するとともに、外国人留学生にとっては、日本のルールを理解するための教育的な役割を持つ場でもあります。

■所在地

〒965-0006 福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合 90 会津大学創明寮

■緊急連絡先

受付時間	連絡先	電話番号
・ 平日 (8:30~17:00)	学生課(学生支援係)	0242-37-2515 (内線 6102、6103、6104)
・ 平日 (上記時間外)	警備員室	0242-37-2700 (内線 2131、6199)
・ 土日祝日	中央監視室	0242-37-2530 (内線 9000、9001、9002)

■各ユニットの内線番号 (オープンリビング)

東棟	[東 1] 7011	[東 2] 7012	[東 3] 7013	[東 4] 7014
西棟	[西 1] 7021	[西 2] 7022	[西 3] 7023	[西 4] 7024

<目次>

1. 創明寮の概要 (P1)
 - (1)名称 (2)住所 (3)設立の趣旨 (4)管理運営 (5)建物の概要 (6)施設・設備 (7)居室の種類
 2. 日常生活 (P2)
 - (1)運営方法 (2)連絡方法 (3)食事 (4)各種当番 (5)消灯 (6)外泊 (7)訪問者の立入り制限 (8)郵便・荷物の受け取り (9)私物の管理 (10)各種行事の参加
 3. 入居の手続き (P4)
 - (1)入居資格 (2)入居期間 (3)事前手続き (4)入居の際に準備するもの (5)入居時手続き (6)荷物の送付と受け取り方法 (7)居室の割り振り
 4. 退居の手続き (P5)
 - (1)事前手続き (2)退居点検 (3)退居日までにすること (4)住所変更 (5)退居処分
 5. 寮費等の支払い (P6)
 - (1)入居時に必要な初期費用 (2)入居後に必要な毎月の寮費 (3)退居月の寮費
 6. 創明寮内の施設及び利用上の注意
 - A. 共用施設 (P7) (1)入口 (2)電話 (3)共用部分 (4)駐輪/駐車場
 - B. 居室 (P8) (1)施設の検査 (2)使用の際の注意 (3)居室ドア (4)電気容量 (5)冷暖房 (6)換気 (7)インターネット (8)寝具類 (9)その他
 7. 創明寮のルール (P9)
 - (1)日常的に心掛けるべきこと (2)義務 (3)禁止事項
 8. その他の注意事項等 (P11)
 - (1)湿気・カビ対策 (2)ごみの処分 (3)その他の事項
 9. 非常時・緊急時の対応方法 (P12)
 - (1)火災の時 (2)地震の時 (3)事件の時 (4)病気・ケガの時 (5)その他、水漏れなどの異常を発見した時
 10. 創明寮レジデントアシスタント (SRA) (P13)
 - (1)SRA とは (2)SRA としての役割・責任 (3)SRA としての主な責務
 11. 創明寮内施設概要 (P14)
 - (1)エントランスホールの施設・備品 (2)各ユニットの共用施設・備品 (3)居室の施設・備品
- (参考)急病人・負傷者の発見者の対応フローチャート (P15)

1. 創明寮の概要

- (1) 名称： 会津大学修学支援宿泊施設 創明寮(そうめいりょう)
- (2) 住所： 〒965-0006 福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合 90
* 大学専用の郵便番号(〒965-8580)と異なります。
- (3) 設立の趣旨： 会津大学の教育施設の一つとして、2011 年度、大学敷地内に創明寮が建設されました。創明寮は、日本及び世界各地から集まった学生が共同生活を通して、グローバルな視野や社会性・協調性を身に付けることができる環境を提供するとともに、入居者の修学意欲の向上と円滑な学生生活をサポートすることを目的として設立された修学支援宿泊施設です。
- (4) 管理運営： 学生支援委員会のもと、学生部長を責任者とし、学生課が管理運営事務を行います。(創明寮に管理人や職員は常駐していません。)
- (5) 建物の概要：
 - ・日本人学生と外国人留学生在と一緒に居住する混住型宿舎
 - ・鉄筋コンクリート造 4 階建(東棟・西棟)
 - * 東棟・西棟の各階に、1 つずつユニットが整備されています(合計 8 ユニット)
 - * 東棟は、障害者対応設備となっています
 - * 男子専用フロア、女子専用フロアに分かれています
- (6) 施設・設備：
 - ・共用部分： [エントランス] 公衆電話、メールボックス(集合ポスト)、防犯カメラ、インターフォン、共同倉庫
 - [各ユニット] オープンリビング、キッチン、テレビ、無線 LAN 設備、内線電話、浴室、トイレ、洗面所、洗濯コーナー
 - ・居室部分： 机、椅子、照明(天井、デスク)、クローゼット、ベッド(マットレス付き)、カーテン、換気扇、冷暖房設備、インターネット回線、ゴミ箱、物干し竿
- (7) 居室の種類：

・1 人部屋	52 室
・2 人部屋	25 室
・障害者対応部屋	3 室
・SRA 部屋	8 室 (※SRA: P13「10.創明寮レジデントアシスタント」参照)

* 居室は全て単身用です。家族用はありません。

2. 日常生活

(1) 運営方法：

創明寮に管理人は配置されていません。

創明寮は教育施設として運営されており、日常の家事、清掃、物品などの管理等は入居者である学生自身が主体的に行います。

なお、各ユニットには、SRA(創明寮レジデントアシスタント)として、1名ずつ上級生が居住し、入居者に対して日常生活の指導や助言を行うことで、安心して生活し、円滑な学生生活を送ることができるよう支援活動を行っています。また、寮生活をより良くするため、各ユニット内の入居者とSRAは毎週ミーティングを行い、SRAが定期的に大学に報告しています。

(2) 連絡方法：

大学から入居者への各種連絡は大学メールにより行いますので、適宜メールを確認してください。また、各ユニットの定期ミーティングに必ず参加し、SRAからの連絡事項を確認してください。

(3) 食事：

創明寮内で食事の提供はありません。

炊事する場合は、ユニット内のオープンリビングにある調理設備(キッチン)を利用できます。また、大学内の食堂・売店は下記のとおり利用可能です。

【食堂】 月～金曜日 8:00～9:30、11:00～20:00(19:00 ラストオーダー)

【売店】 月～金曜日 8:00～20:00、土曜日 8:00～13:00

* 営業時間に変更になる場合や休業になる場合があります。詳細はSLS(有限会社スチューデント・ライフ・サポート)のウェブサイトをご覧ください。

http://www.gakushoku.com/univ_home.php

(4) 各種当番：

各ユニットでは、SRAの指導のもと入居者同士が相談して、各種当番の割り当てを決めています。共同生活を円滑に進めるため、また、他の入居者の迷惑とならないため、自分に割り当てられた当番の役割を怠ることなく必ず守る必要があります。

【主な当番の種類】

共用部分の清掃(玄関、廊下、リビング、キッチン、トイレ、浴室、洗面所、階段等)、共用品の清掃・洗濯・整理整頓、ゴミ出し、消灯、消耗品確認、他

(5) 消灯：

共用部分の消灯時間は23:00です。消灯時間前であっても、特に夜間(21:00)から早朝(6:00)にかけては、他の入居者の迷惑にならないよう注意してください。

(6) 外泊：

3泊以上外泊する場合は、事前に学生課に「外泊届」を提出してください。また、1日でも外泊するときにはSRAに連絡するとともに、居室の確認をしてから外出するようにしてください。

- ・目覚まし時計などのアラームをオフにする(アラーム音が鳴り続けると、他の入居者の迷惑になります)
- ・電気機器のスイッチを切り、不要なコンセントは抜いておく
- ・ドアや窓の鍵をかける

(7) 訪問者の立入り制限：

創明寮構内は、入居者以外の者(訪問者)の立入りや滞在を一切禁止します。

訪問者と面会する場合には、寮以外の場所を利用してください(学生食堂等)。ただし、入退居時に引越しの手伝いが必要な場合に限り、関係者(保護者、知人等)の一時的な立入りを認めています。

また、入居者同士であっても、異性ユニットへの立入りは一切認めません。

(8) 郵便・荷物の受け取り：

荷物等の受け取りは、入居者本人が行ってください。大学では学生個人宛の荷物の預かりは一切しません。

・郵便番号： 965-0006 <※注意>大学専用の郵便番号(〒965-8580)と異なります。

・住 所： 福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合 90 会津大学創明寮 ○○○○号室

・電話番号： 入居者本人の携帯電話番号

・氏 名： 入居者本人

(※宅配業者から、エントランスホールに設置されているインターフォンを通して、居室に連絡が入ります。)

(9) 私物の管理：

貴重品の管理は、居室を出る際には必ず施錠するなど、日頃から注意してください。また、自分の持ち物には名前を書くようにしてください。

(※創明寮内の盗難・忘れ物について大学として責任を負うものではありません。ただし盗難があった場合はその事実を学生課に報告してください。)

(10) 各種行事の参加：

大学では、入居者に対する各種説明会や、防災避難訓練等を実施しています。必ず参加してください。

3. 入居の手続き

(1) **入居資格：** 入居できる者は、本学の学部新生、外国人私費留学生、及び学生部長が適当と認める学生です。これらの学生は、所定の手続き及び選考をもって正式に入居が許可されます。

(2) **入居期間：** 原則 1 年間

・春入学者(正規生)： 4 月 1 日～翌年の 3 月 15 日

・秋入学者(正規生)： 10 月 1 日～翌年の 9 月 15 日

＊入居開始の前月下旬(大学が別途指定する期間)からの準備入居が可能です

＊非正規生の取扱いとは別途定めます

(3) **事前手続き：** (a) 所定の入居願及び必要な書類一式を学生課に提出してください。

(b) 入居が許可されたら、請求書を送付します。初期費用を指定日までに納付してください。

＊初期費用の支払い詳細については、P6「5.寮費等の支払い」を参照

(c) 入居予定日と到着時間が決まったら、指定日までに学生課にメールで連絡してください。

(4) **入居の際に準備するもの：**

備品リスト(P14「11.創明寮内施設概要」参照)及び下記を参考にして、持ち込むものを準備してください。

【必ず必要なもの】 ○ 寝具類(ベッドパットまたは敷布団、掛布団、毛布、シーツ、枕)

○ 日用品(食器、洗面用具、洗濯洗剤 等)

【あるとよいもの】 △ 室内履き(ユニット内は土足厳禁)

△ その他の日用品(ユニット内で入居者が共同購入するものがあります。入居後に、各 SRA と相談してください。)

【持ち込めないもの】 × 大型家具、大型電化製品、火気発生の恐れのある器具

(5) **入居時手続き：**

(a) 大学が指定する準備入居期間中、10:00～16:00 の間に入居してください。

(b) 学生課で「仮カードキー」及び必要書類(下記 e 参照)を受け取ってください。

＊正式な鍵は「学生証」です。仮カードキーは学生証発行後、速やかに学生課へ返却すること。

(c) 荷物を運び入れる前に、自分で居室を点検し「入居時チェックシート」に記入してください。

＊入居時チェックシートは、退居時の居室点検や修繕費の請求をする際に参考となる重要な資料です。

備品の不足や居室内の汚れ・傷がある場合は必ず記入してください。

(d) 居室のドア錠の暗証番号を設定してください。

＊居室ドアは、鍵ではなく各自が設定した暗証番号で施錠します。

(e) 入居後速やかに、次の必要書類を準備・作成し学生課に提出してください。

・「入居時チェックシート」

・「インターネット利用誓約書」

・「ゆうちょ銀行 自動払込利用申込書」(届出印の押印が必要です)

・ゆうちょ銀行口座の通帳コピー(表紙及び見開き 1 ページ目)

(6) **荷物の送付と受け取り方法：**

引っ越し荷物を宅配便等で送付する場合には、入居者本人が受け取る必要があります。大学は学生個人宛の荷物の受け取りはできません。

・日時指定： 入居者本人が受け取れる日時とすること

・郵便番号： 965-0006 <※注意>大学専用の郵便番号(〒965-8580)と異なります。

・住所： 福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合 90 会津大学創明寮 ○○○○号室

・電話番号： 入居者本人の携帯電話番号

・氏名： 入居者本人

(7) **居室の割り振り：**

入居者の居室は、学生課が割り振ります。

原則として、指定された居室を変更することはできません。また、入居途中で、居室の種類(1 人部屋、2 人部屋)を変更することもできません。

4. 退居の手続き

(1) 事前手続き：

- (a) 退居希望日の1カ月前までに「退居届」及び「連絡先変更届」を学生課に提出してください。
＜※注意＞ 実際の退居日にかかわらず、退居届を学生課に提出した日から最低でも1カ月分の寮費の納付が必要となります。(例:退居届の提出日が6月15日の場合、7月15日以降が退居日となります。最低でも7月15日分までの寮費の納付が必要となります。)
- (b) 退居点検の日程を学生課が設定します。退居点検は平日の10:00～17:00に実施します。

(2) 退居点検：

入居者本人立会いのもと、大学が退居点検を行います。施設・備品の修繕などが必要な場合には、入居者に修繕費を請求します。(詳細はP6「(3)退居月の寮費」参照)

(3) 退居日までにすること：

- (a) 居室、共用部分、駐輪場等の全てに私物を残さないよう準備してください。
- ・ 万が一残っている荷物(自転車等も含む)があった場合は全て処分します。処分にかかる費用は入居者の負担となります。
 - ・ 不用品は、人に譲る、売却する、処分するなどして、絶対に放置しないでください。
 - ・ 誤って寮の備品や他の入居者の所有物を持ち出すことのないよう注意してください。
- (b) 大型ゴミは必ず退居日までに処分してください。
- (c) 居室内及びメールボックスを清掃し、ごみを残さないでください。
(※郵便物の紛失等については、入居時・退居後も大学では責任を負うものではありません。)

(4) 住所変更：

住所変更に伴う各手続きを行ってください。

- (a) 郵便局に「転居届」を提出する。https://welcometown.post.japanpost.jp/etn/index_sp.html
- (b) 銀行、携帯電話、定期購読物、その他登録した現住所を変更する。
- (c) 会津若松市役所に「住民異動届」を届け出る。＊住民票の現住所が創明寮の場合のみ

(5) 退居処分：

学生部長は、入居者が以下に該当する行為をおこなった場合は、退居を命じることがあります。

- ・ 寮費(入居料、光熱水料)を3ヶ月以上滞納した場合
- ・ 病気その他保健衛生上、創明寮での生活に適さないと認められた場合
- ・ 創明寮のルール(規程、規則、入居誓約書等)に違反した場合
- ・ 創明寮における共同生活に著しく支障を来す行為があった場合

5. 寮費等の支払い

(1) 入居時に必要な初期費用：

(a) 初期費用の内訳

- [1] 退居時居室清掃費 * 退居時の居室清掃に充てられます。
- [2] 入居月及び翌月の入居料・光熱水料 * 入居開始が月の 16 日以降となる場合、半額の料金となります。

(b) 初期費用の納付方法

入居許可時に送付する請求書に記載されている費用を期日までに納付してください。

- ・国内居住の者： 大学が指定する銀行口座に送金してください。＊送金銀行手数料は、本人負担です。
- ・それ以外の者： 来日後、所定の期日までに大学が指定する銀行口座に振り込んでください(外国送金
はしないこと)。※振込手数料は本人負担です。

(2) 入居後に必要な毎月の寮費：

(a) 入居後は、毎月中旬に請求書を発行します。（＊長期不在の場合でも、寮費の割引はありません）

- ・ 1 人部屋: 当月分の入居料 19,000 円 及び 光熱水料 10,000 円
 - ・ 2 人部屋: 当月分の入居料 10,500 円 及び 光熱水料 9,000 円
- * 光熱水料について、使用量が著しく増加した場合など追加でいただくこともあります。

(b) 寮費の納付方法

- ・毎月の寮費は、ゆうちょ銀行口座より自動引落しをします。
- ・寮費引落し口座を登録するため、入居に際し、速やかにゆうちょ銀行口座を開設のうえ、学生課に届け出てください。(P4「(5)入居時手続き」参照)
- ＊寮費は毎月末日に引落します。口座の残高不足により引落しができなかった場合は、翌月 10 日に再度引落します。(引落し日が土日祝日の場合は翌営業日)
- ＊万が一、残高不足により当月請求分の自動引落としができなかった場合は、指定口座へ振り込みしてください。振り込み手数料は本人負担です。

(3) 退居月の寮費：

(a) 療費終了日の確定

「退居届」に基づき、寮費終了日を決定します。 *退居日が月の15日以前の場合、半額の料金となります。

(b) 居室修繕費用について

日常生活の範囲で起きた汚損について、入居者が修繕費用を負担する必要はありません。しかし、入居者の責任に帰するような場合(故意・過失)については、入居者に修繕費を請求します。

【修理費用が請求される例】

- ・壁や床の破損・汚れ・こげ・カビ・傷・めくれ・穴・画びょうやクギなどを刺した跡・変形
- ・アロマランプを焚いたことなどによる黄ばみ・におい(換気でも取れないもの)
- ・エアコンの水漏れや雨漏りなどの欠陥を学生課へ連絡しなかったことによる被害
- ・ガラスのひび割れ
- ・その他、入居者の故意や過失、不注意によると認められたもの

6. 創明寮内の施設及び利用上の注意

A. 共用施設

- (1) 入 口 :
・ 正面エントランス自動ドア: 常時開放(セキュリティのため、防犯カメラ設置)
・ 各ユニットドア: 常時オートロック
 (* 学生証で開錠。早朝・夜間の開閉は物音を立てないよう注意してください。)
 (* 学生証を紛失した場合は、速やかに学生課に届け出てください。)
・ 各ユニット非常口: 平常時は開閉禁止
 (* 非常口、居室や各ユニットの入口、廊下は、緊急時の避難経路になるため、私物やゴミ等を置かず、常に清潔に保って下さい。)
 (* 事故防止の為に、セキュリティの観点から、緊急時以外は非常階段を使用しないこと。)
- (2) 電 話 :
・ 公衆電話(1 階エントランスホール)
・ 内線電話(各ユニット内オープンリビングに設置) * 外部には繋がりません
- (3) 共用部分 :
・ ユニット内の共用部分を使用する際、他の入居者の迷惑にならないよう注意してください。
・ 共用部分の消灯時間は 23 時です。翌朝 6 時までは自室で静かに過ごしてください。
- (a) 玄 関 ・ ユニット内は土足厳禁です。玄関で外履きを脱いでください。
- (b) リビング ・ 使用時間: 6:00~23:00
 (兼キッチン) ・ 使用後は後片付けを徹底すること。ゴミは、自分で分別して、決められたゴミ箱に捨てること。
 ・ 食器、食材は各自で保管すること(冷蔵庫や食器棚の使用は各ユニットで決めたルールに従ってください)。
 ・ 調理器具は IH 専用の器具しか使用できないので注意すること。
 ・ 火の元には十分注意すること。IH クッキングヒータを使用中にキッチンから離れないこと。使用後は消し忘れがないか確認すること。
- (c) 洗面所 ・ シャワー及び洗濯機・乾燥機の使用時間は、各ユニットで決めたルールに従ってください。
 (なお、各ユニットの使用可能時間は SRA が学生課に報告する必要があります。)
 ・ トイレ、シャワースペース、洗面台、洗濯機等を常に清潔に保ち使用すること。
 ・ 洗濯機及び乾燥機に洗濯物を入れたまま放置しないこと。
 ・ 洗面用具、シャンプー、洗濯洗剤などは各自で保管すること。
 ・ 節水に心がけること。
 ・ 毛染め、散髪は一切禁止です。
- (4) 駐輪/駐車場 : 自転車やバイク、自動車を利用する場合は、他の入居者や近隣住民の迷惑にならないよう安全運転を心がけ、所定の場所に駐輪・駐車してください。
- (a) 駐輪場 自転車やバイクは必ず所定の「駐輪許可シール」を貼り、各ユニットの駐輪スペースに駐輪し、鍵をかけてください。駐輪許可シールがない場合は違反駐輪とみなし、撤去後に処分します。
- (b) 駐車場 自動車を利用する場合は、学生課に「創明寮入居者自動車利用届出書」を提出してください。交付された「創明寮駐車許可証」を必ずダッシュボードに掲示して駐車してください。許可証の掲示がない場合は違反駐車とみなし、移動していただきます。
- * 駐輪場/駐車場での事故・盗難については、大学として一切責任を負うものではありません。

B. 居室

(1) 施設の検査：

施設や備品の点検などのため、職員や委託業者が居室内に入ることがあります。また、火災など非常時の場合は、本人の承諾なしに居室内に立ち入ることがあります。

(2) 使用の際の注意：

- ・ 居室及び備品等は大切に扱い、自分で工作や模様替えをしたり、持ち出したりしないこと
- ・ 貴重品の管理については各自が責任をもち、短時間でも居室を離れる際にはドアに鍵をかけること
- ・ 常に良好な状態で使用し、定期的に居室の清掃すること

(3) 居室ドア：

- ・ 各自が設定した暗証番号を入力して施錠してください。
- ・ 防音ドアではありませんので、他の入居者の迷惑にならないよう物音に十分配慮してください。

(4) 電気容量：

居室で使用できる電力量の目安は 15A です。無駄遣いの無いよう節電を心がけてください。

(5) 冷暖房：

長時間の運転を避け、設定温度に注意し、節電を心がけてください。

(6) 換気：

湿気やカビ対策のため、24 時間換気システムは、必ず常時 ON にしてください。

(7) インターネット：

居室全室では、有線 LAN が利用でき、共用スペースは Wi-Fi が使えます。接続費用は寄宿料に含まれています。ただし、利用する際に LAN ケーブル(または無線 LAN ルータ)は各自で準備してください。

(8) 寝具類：

ベッドにはマットレスが備え付けられていますが、寝具類は各自で全て準備してください。衛生上、マットレスの上にベッドパッドや敷布団を敷き、さらにシーツをかけて使用してください。退居時にマットレスの汚れが目立つ場合、クリーニング代やマットレス交換代が請求されます。

(9) その他：

備え付けの備品以外に必要なものがあれば、各自で用意してください。ただし、大型家具・大型電化製品・火気類・調理器具の持ち込みは認めません。

【持ち込めない電化製品】 調理器具(電子レンジ、ホットプレート、トースター等)、家庭用冷蔵庫等の消費電力が大きい家電

【持ち込める電化製品】 コーヒーメーカー、テレビ(NHK 受信料は本人負担)

*持ち込んだ電化製品、特に携帯電話、シェーバーの充電は自室で行うこと。

7. 創明寮のルール

入居者は、会津大学諸規則、大学からの注意事項のほか、下記事項を必ず守ってください。ルール等に違反したり、寮の秩序を乱す行為をした場合は、即刻退居を検討します。なお、ルールに明記されていない事項であっても、他の入居者及び近隣住民に被害を与えた場合は、その行為を即刻禁止します。

各ユニットで生活上必要なことやユニット内の細かなルールは、SRA を中心に入居者同士で相談し、協力して共同生活を運営することが必要です。

(1) 日常的に心掛けるべきこと：

- ・ 各国の文化・慣習の理解に努めるとともに、創明寮が日本国内の施設であることを認識し利用すること。
- ・ 積極的に SRA に協力し、他の入居者とともに創明寮の生活環境をより良くする努力をすること。
- ・ 創明寮の環境美化に努めるとともに、建物、施設・設備、備品を大切に取扱うこと。万が一損害を与えてしまった場合はすぐに SRA または学生課に連絡すること。(届け出を怠ると被害が大きくなることもありますので、必ず申告してください。場合によってはその原状回復に必要な経費を請求します。)
- ・ 創明寮内の火災・漏水・故障等の異常を発見した場合、すぐに通知すること。
- ・ その他、規則に明記されていなくとも、創明寮における共同生活、維持管理・運営に支障をきたす行為をしないこと。悪質な場合は即刻退居を求められる場合があります。

(2) 義務：

- (a) 損害賠償： 居室内及び共用部分の備品に損害を与えた場合、または鍵(学生証)等を紛失した場合には、学生課に届け出る義務があり、実費にて原状回復をする必要があります。
- (b) 故障の届出： 電気、水道、排水、給湯、冷暖房、その他施設・設備が故障した場合は、学生課に届け出てください。
- (c) 防犯・防災： 大学が実施する防災避難訓練に必ず参加してください。
- (d) 寮費の負担： 寮費は所定の期日までに納付してください。3 ヶ月以上滞納した場合は、即刻退去となります。
- (e) SRA への協力： 規律ある共同生活を行うため、SRA に積極的に協力するとともに、SRA の指示に従ってください。
- (f) ユニット当番： 各自がユニット内で決められた当番の役割を果たす必要があります。当番を守らない場合は、共同生活の運営に支障をきたす行為とみなし、悪質な場合は退居を求められることがあります。
- (g) 退居時： 退居時は、自分で持ち込んだ荷物等を全て持ち出してください。居室だけでなく、共用部分、駐輪場/駐車場も含まれます。残っている荷物があつた場合は全て処分し、処分費用は入居者の負担となります。

(3) 禁止事項：

- (a) 目的外使用： 創明寮を居住以外の目的で使用することはできません。
- (b) 訪問者の立ち入り： 寮内に入居者以外の者を立入りまたは滞在させることはできません。(防犯上の理由及び緊急事態発生時の対応の際に、混乱を極力避けるためです。また、共用部分の光熱水費や維持管理費は入居者が等分に負担していることから、部外者が寮に滞在することは他の入居者に経済的な負担が及ぶこととなります。)
※ただし、入退居時に引っ越しの手伝いが必要な場合に限り、関係者(保護者、知人等)の一時的な立入りを認めています。
- (c) 異性ユニットへの立ち入り： 入居者同士であっても、異性のユニットへ立ち入ることはできません。
- (d) 動植物の持ち込み： ペット(昆虫、魚類を含む)や動植物は、衛生管理上の問題から一切持ち込みはできません。
- (e) 騒音： 他の入居者の迷惑にならないよう騒音には十分注意してください。他人に騒音の被害を与えた場合は、その行為を即刻禁止します。なお、過去にトラブルがあつたことから、創明寮構内での楽器の演奏は禁止します。また、特に深夜早朝の話し声や物音は他の入居者の迷惑になりますので注意してください。
- (f) 危険行為： 本人及び他人に危害を及ぼすような行為または危険だと見なされるような行為を行わないでください。
- (g) 非常口： 非常時以外、通常閉じられている非常口を使用することはできません。

- (h) 火気の使用： 創明寮内への電気ストーブ、電気コンロ等の火気の持ち込みは一切禁止し、ろうそく、線香、花火、ガス、炭などの使用も禁止します。また、オープンリビング(キッチン)以外で調理することはできません。(各ユニットに消火器が設置してありますので、あらかじめこれらの取り扱い方を確認しておいてください。)
- (i) 危険物持ち込み： 武器や、武器とみなされるような物を創明寮に持ち込むことはできません。
- (j) 喫煙： 創明寮構内は全面喫煙禁止です。
- (k) アルコール： 20 歳未満の飲酒は、法律で禁止されています。また飲酒の強要してはいけません。
- (l) 薬物・違法ドラッグ： 大麻・麻薬・麻酔薬及びこれらに類するような薬の所持や服用、栽培、売買などの行為は、法律で禁止されています。
- (m) 部屋の改装： 居室は入居時の状態を維持し、改装しないでください。
- (n) その他、創明寮における共同生活、維持管理・運営に支障を与える行為を行わないでください。
*上記にない事項でも、他の入居者及び近隣住民に被害を与えた場合は、その行為を即刻禁止します。

8. その他の注意事項等

(1) 湿気・カビ対策：

会津若松市は盆地のため、湿気がたまりやすい環境です。加えて、創明寮は鉄筋コンクリートで気密性が高いため、カビの発生を防ぐ対策が必要です。居室には 24 時間換気システムがありますが、それ以外にも、各自で以下のような対策をとってください。

- ・換気： 風雨・風雪等が強い場合を除き、毎朝、窓を開けて換気をしてください。居室だけではなく、リビングや洗面所・浴室の換気もおこなってください。
- ・除湿： エアコンや除湿グッズを活用してください。洗濯物を部屋干しする際は、窓を開けたりエアコンをつけるなど、湿気を部屋の中にためないように気を付けてください。
- ・掃除： 定期的な掃除はもちろん、食べこぼしなどは即刻掃除してください。

(2) ごみの処分：

ごみ・資源物は、分別し、指定された収集日の午前 8 時 30 分までに創明寮構内のゴミステーションに出してください。(カラス等の被害を防ぐため、前日の夜ではなく必ず収集日の朝に出すこと)

詳しくは会津若松市のウェブサイトを確認してください。

<http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2007080900556/>

(3) その他の事項：

- ・寮生活及び学生生活の改善のため、SRA や学生課職員と面談を実施する場合があります。
- ・寮生活に関する悩みを抱えたり、病気やケガなどの際は、学内の学生相談室(原則予約制)や保健室が利用できます。また、学生課でも随時学生生活全般に関する相談を受け付けています。
- ・職員や委託業者が、保守点検及び備品等修理のため居室に入ることがあります。また、安全で健全な寮生活を維持するために、見回りの際に居室のドアを開けてもらうことがあります。
- ・オープンキャンパス等の際に、年に数回、寮見学を実施します。主な見学者は本学入学希望者と保護者の方々です。
- ・長期休暇期間中の滞在予定や退居後の宿舍の予定の調査、寮生活に関する満足度調査、国勢調査などを行うことがあります。

9. 非常時・緊急時の対応方法

非常時でも慌てず、冷静に行動してください。

火災や地震に備え、事前に避難経路を把握しておいてください。また、大学で実施する防災避難訓練に必ず参加してください。

(1) 火災の時（※感知機が熱や煙を感知すると寮内放送が流れます）

- ・周りに知らせる： 火事が起きたとき、まずは誰かに助けを求めること。小さな火でも119番通報する。
- ・早く消す（ただし絶対に無理をしない！）： 火が床など横に広がっているだけの間は消火器（各ユニットの通路に設置）で初期消火を行ってください。ただし、くれぐれも無理して消火しようとせず、危ないと思ったらすぐに逃げること。
- ・早く逃げる： カーテン等に火が移り、火が立ち上がってしまったら、ただちに屋外に避難する。

【火気に関する注意事項】

- * 大学構内（創明寮を含む）での花火、爆竹、バーベキュー、香煙、その他火気の使用及びガス、炭、ろうそくの使用は禁止です。
- * 創明寮内には、暖房用の石油ストーブや電気ストーブの持ち込みはできません。

(2) 地震の時

- ・慌てて外に飛び出さない。
- ・机・テーブルの下にもぐるか、クッション・衣類などで頭を覆い、ガラス・蛍光灯などの落下物から身を守る。
- ・窓や棚などからなるべく離れる。
- ・余裕があれば、ドアを開けて屋外に逃げる出口を確保する。

(3) 事件の時

- ・下記のいずれかの連絡先に通報してください。
 - 学 生 課（外線 0242-37-2515／内線 6102、6103、6104）
 - 警備員室（外線 0242-37-2700／内線 2131、6199）
 - 警 察（110番通報）
- * 警察へ電話する場合は、携帯電話または1階エントランスの公衆電話を使用してください（オープンリビングの内線電話からは、外線はかけられません）。

(4) 病気・ケガの時

- ・緊急に備え、いつも健康保険証を携帯してください。
- ・急を要する病気やケガの場合は、SRA や保健室に連絡し、場合によっては救急病院で治療を受けてください。（保健室には応急処置用の外用薬はありますが、内服薬はありません。）
- ・急病人等が重篤な場合や急を要する場合、保健室や学生課に連絡がつかないときには（休日や夜間等）、P15 の「急病人・負傷者の発見者の対応フローチャート」を参考に、必要に応じて119番通報してください。

(5) その他、水漏れなどの異常を発見した時

- ・下記のいずれかの連絡先に通報してください。
 - 学 生 課（外線 0242-37-2515／内線 6102、6103、6104）
 - 中央監視室（外線 0242-37-2530／内線 9000、9001、9002） ※学生課の職員が不在の場合
 - 警 備 員 室（外線 0242-37-2700／内線 2131、6199） ※学生課の職員が不在の場合

10. 創明寮レジデントアシスタント (SRA)

(1) SRA とは :

各ユニットには、創明寮レジデントアシスタント(SRA)として1名の上級生が居住しています。

SRA は、入居者が安心して生活し、円滑な学生生活を送るための支援をすること目的として大学に任命された学生です。入居者は積極的に SRA に協力し、創明寮の生活環境をより良くする努力が求められます。

また、SRA は、学生課と連携を取り、入居者の学業面や生活面の助言・指導を行います。創明寮で生活していて不安に思うこと、悩み等がある場合は、いつでも SRA に相談してください。

(2) SRA としての役割・責任 :

1. 創明寮に入居する学生のモデルとして生活する。
2. 規則を遵守し、規則を破っている入居者には注意・指導をする。
3. 入居者の身勝手な行動を抑え、他人を気遣い、協力して生活するように指導する。
4. 入居者と共に、創明寮内で快適に生活し学習できる環境づくりをする。
5. 互いの文化の違いを理解し尊重するよう入居者を指導する。
6. どの学生にも公平に接し、入居者同士のチームワークを醸成する。

(3) SRA としての主な責務 :

1. 創明寮内におけるルールについての入居者への指導、寮内の見回り
(ゴミの出し方、掃除当番、光熱水費の節約等)
2. 問題発生時(騒音・飲酒・喫煙・差別・いじめ等)における入居者への注意・指導
3. 活動内容等の学生課への報告
4. 寮生活や大学生活について寮生の相談に乗る
5. ユニットミーティングの開催・運営
6. 学生課との SRA ミーティングへの出席
7. 寮生の入退居時の支援、入居者オリエンテーションの支援
8. 創明寮内イベントの企画と実施
9. 緊急時の対応

11. 創明寮内施設概要

(1) エントランスホールの施設・備品

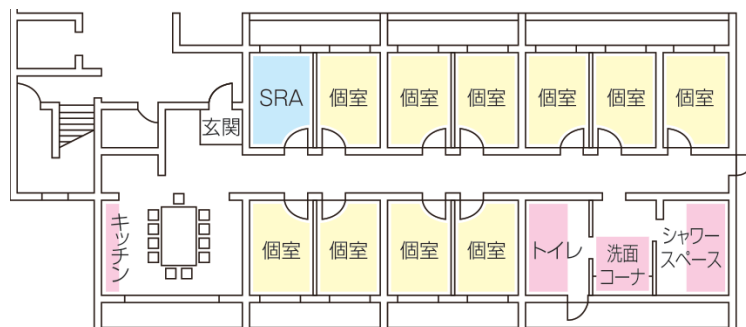
項目	主な施設/備品・備考
正面入口自動ドア	24 時間オープン *門限は特に定めていません。
集合ポスト	1 居室につき1メールボックス(ダイヤルキー付き)
その他	防犯カメラ、インターフォン(各居室への連絡用)、公衆電話

(2) 各ユニットの共用施設・備品

項目	主な施設/備品・備考
玄関	シューズボックス、清掃用具入れ、傘立て (* 玄関ドアは常時オートロック。入居者は <u>学生証</u> で開錠)
オープンリビング (キッチン)	基本的な調理器具(IH クッキングヒータ、電子レンジ・オーブン、炊飯器、電気ポット) (* <u>食器は各自用意のこと</u>) 冷蔵庫、食器棚、テーブル、椅子、布巾・タオルかけ、カーテン エアコン、扇風機、テレビ、時計、掃除機、ゴミ箱、掲示板、内線用電話(学内専用)
洗面所・浴室	洗面台(3 台)、 洗濯機(2 台)、衣類乾燥機(2 台)、タオルかけ シャワー(バスタブ無し)
トイレ	ウォシュレット機能付きトイレ(3 室) *東棟は多目的トイレ有り
非常口・非常階段	* 非常時以外使用禁止

<レイアウト例>

*一部の個室は2人部屋です。



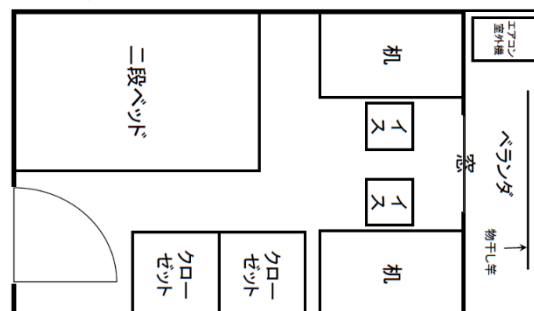
(3) 居室の施設・備品

項目	主な施設/備品・備考
機器類	室内照明(天井)、デスクランプ、インターネット回線、インターフォン エアコン、換気扇(湿気対策のため24 時間稼働させること)
家具類	【1 人部屋】シングルベッド(収納付き) / 【2 人部屋】二段ベッド (* ベッドにはマットレスが備え付けられていますが、 <u>寝具類は各自用意のこと</u>) 机、椅子、クローゼット
小物類	カーテン、ゴミ箱、物干し竿(ベランダに一本)

* 上記の備品以外で必要なものがあれば各自で用意してください。(P4「(4)入居の際に準備するもの」参照)

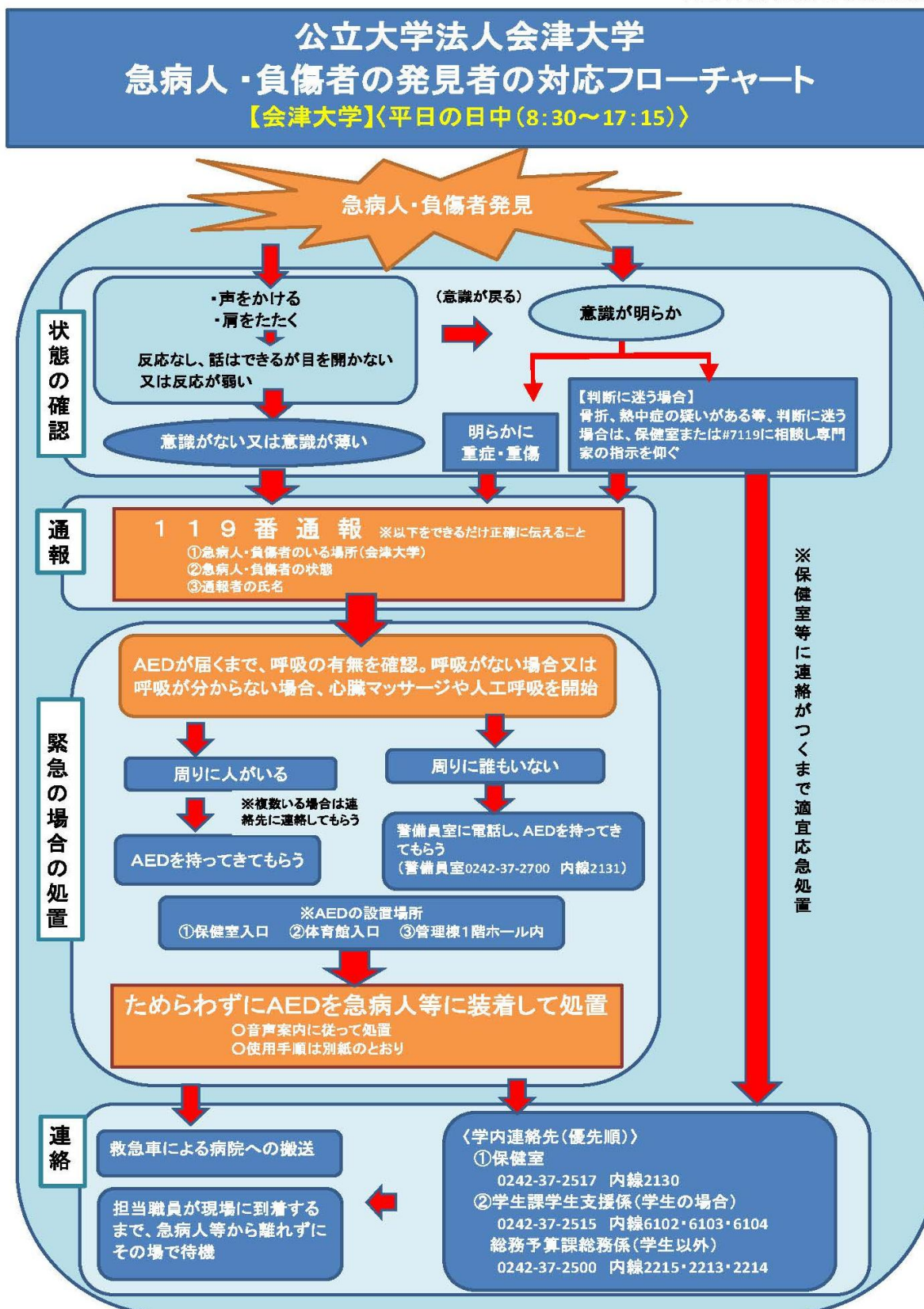
*ただし、居室への大型家具・大型電化製品・火器類・調理器具の持ち込みは認めません。

<レイアウト例>

◆1 人部屋 (10 m²タイプ)◆2 人部屋 (10 m²タイプ)

(参考) 急病人・負傷者の発見者の対応フローチャート
 <平日の昼間>

2025年6月4日
 公立大学法人会津大学総務予算課



※このフローチャートは、教職員・学生・関係諸氏を対象にしています。
 ※自覚症状があった場合、学内連絡先に相談または最寄りの病院を受診するようにしてください。
 ※救急安心センター(#7119)は、医師、看護師等の専門家からアドバイスを受けることができる電話相談窓口です(日本語のみ)。

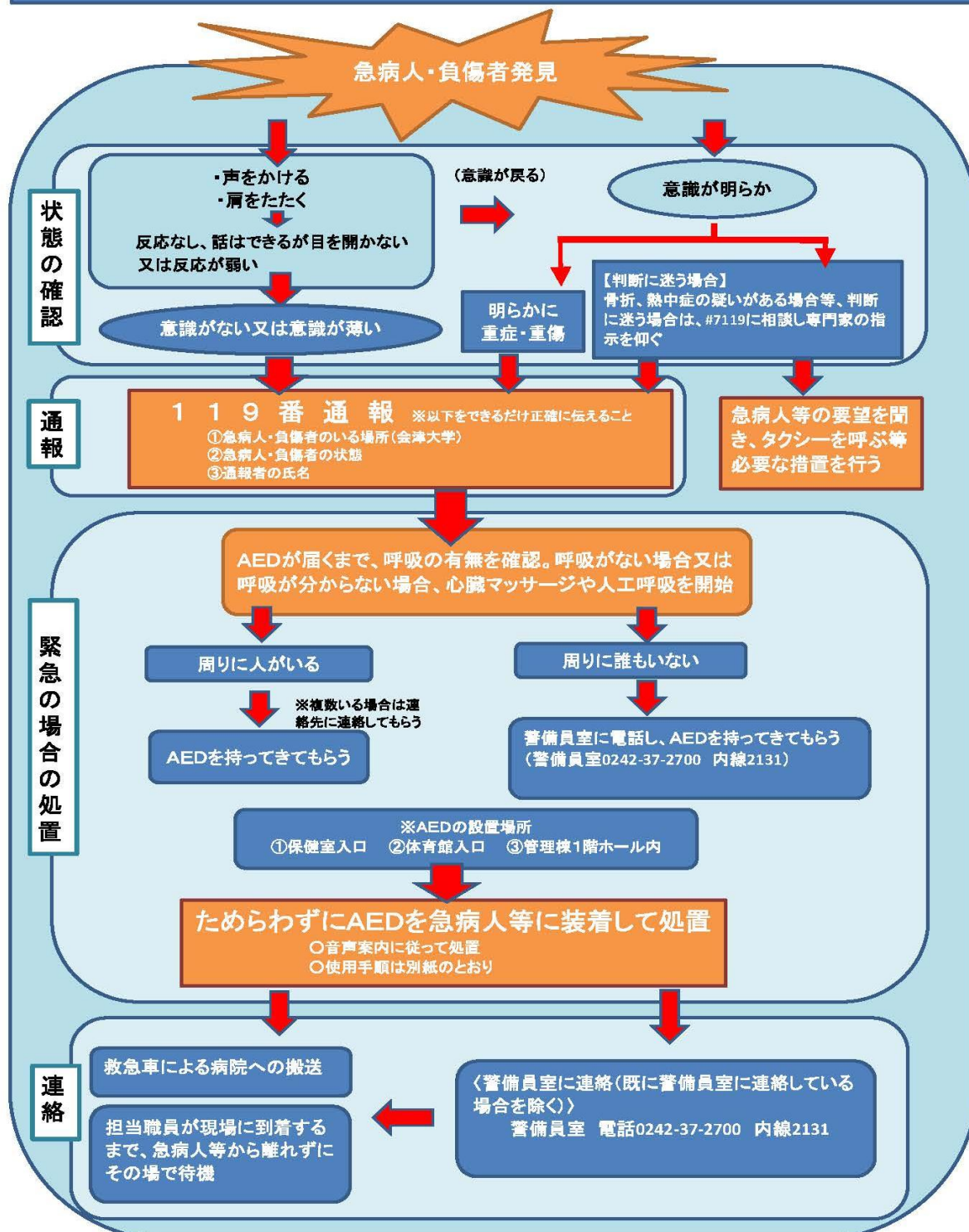
<平日の夜間・休日>

2025年6月4日
公立大学法人会津大学総務予算課

公立大学法人会津大学

急病人・負傷者の発見者の対応フローチャート

【会津大学】<平日の夜間・(17:15～翌日8:30)・休日>



※このフローチャートは、教職員・学生・関係諸氏を対象にしています。
 ※自覚症状があった場合、学内連絡先に相談または最寄りの病院を受診するようにしてください。
 ※救急安心センター(#7119)は、医師、看護師等の専門家からアドバイスを受けることができる電話相談窓口です(日本語のみ)。